



# 苫小牧市自治基本条例 各条文のポイント及び取組等

平成30年12月20日  
総合政策部  
協働・男女平等参画室

## 第1条（目的）

### ポイント

- まちづくりの基本原則、市政運営の原則、市民、議会、市長及び執行機関の役割や責任をこの条例で明らかにする。

## 第2条（定義）

### ポイント

- この条例の市民の定義には、市内に住んでいる人だけではなく、市内で働いている人、市内に通学している人、市内で事業活動や社会活動を営む法人や団体も含まれている。
- 市という表現には、議会も含まれている。

## 第3条（基本原則）

### ポイント

- 「情報共有」、「市民参加」、「協働」をまちづくりの基本原則としている。

## 第4条（情報提供及び情報公開）

### ポイント

- まちづくりの基本原則である情報共有を推進するため、情報提供と情報公開を掲げている。
- 情報を開示する制度については、別に条例で定めている。

### ■情報公開条例(平成11年1月施行)

市ホームページ、広報とまこまい、市フェイスブック、住民説明会、出前講座、まちかどミーティングなど

## 第5条（市民参加）

### ポイント

- 市民参加の具体的な方法は、別に条例で定めている。

### ■市民参加条例(平成21年4月施行)

各審議会等、ワークショップ、住民説明会、市民向けセミナー、市民政策提案制度、パブリックコメント(市民意見提出手続)、まちかどミーティング、とま★ボ(意見箱)、団体要望など

## 第6条（住民投票）

### ポイント

- 住民投票については、別に条例で定めている。

#### ■住民投票条例(平成28年4月施行)

## 第7条（協働の推進）

### ポイント

- 市民だけでは解決できない公共的な課題に市民と市が協力してまちづくりを行う。
- 協働に当たっては、市民の自主的・自立的な活動を尊重する。

協働ガイドライン、公共サービス民間提案制度、民間企業等との連携協定など

## 第8条（市民の権利）

### ポイント

- 自治体を構成する主体であり主権者である市民の権利を明らかにしている。

**■市民参加条例(平成21年4月施行)**

**■情報公開条例(平成11年1月施行)**

## 第9条（市民の責務）

### ポイント

- 自治体を構成する主体であり主権者である市民の責務を明らかにしている。

# 第10条（議会の役割）

## ポイント

- 議会は、市の重要な意思決定と市長等の事務の執行を監視する。

# 第11条（議会の運営）

## ポイント

- 市民の信託に応えるため、議会の運営に関する基本的な事項を明らかにしている。

本会議や委員会の公開、インターネット等による中継、議事録の公開、とまこまい市議会だより、議会改革検討会、苫小牧市議会公式フェイスブック、政務活動費の公開など

# 第12条（議員の責務）

## ポイント

- 議会の構成員として活動を担う議員の責務を明らかにしている。

他市町村等への視察(会派、委員会)

# 第13条（市長の責務）

## ポイント

- 市の代表者として市政運営に当たる市長の責務について明らかにしている。

毎年度の市政方針  
苫小牧市総合計画(基本構想・基本計画)

# 第14条（執行機関の責務）

## ポイント

●執行機関（市長を除く）の責務について明らかにしている。

※市長を除いているのは、前条に市長の責務を規定しているため。

# 第15条（職員の責務）

## ポイント

●市民の信託を受けた市長の市政運営を日常的に執行する職員の責務について明らかにしている。

# 第16条（説明責任）

## ポイント

●市は、市政の情報を分かりやすく説明する責任がある。説明責任は、市民と市政との間の信託に基づく信頼関係を築くためにもっとも大切な責任となる。

**住民説明会、会議等の公開、議事録の公表**

# 第17条（総合計画）

## ポイント

●基本構想を定める法律の義務付けはなくなったが、市の将来像を示し、計画的にまちづくりを進めることが重要であることから、基本構想を制定することとしている。

**苫小牧市総合計画(基本構想・基本計画)  
苫小牧市総合計画実施計画**

# 第18条（健全な財政運営）

## ポイント

- 市政運営の基本となる予算、決算及び財政運営の状況を市民に分かりやすく公表する。

**財政基盤安定化計画、財政健全化指標、予算に関する資料、決算に関する資料、財務書類など**

# 第19条（出資法人等）

## ポイント

- 市が出資等をしている法人等の状況を定期的に公表する。

**出資法人等に関する関与の状況(定時公表) ※毎年度  
出資法人等に対する関与の妥当性を検討(定期調査) ※3年ごと**

## 第20条（政策法務）

### ポイント

- 市のまちづくりに関する政策の実現のため、法令等を適正に解釈し運用する。

## 第21条（職員の任用及び育成）

### ポイント

- 人材の確保及び育成についての基本的な考え方を明らかにしている。

**苫小牧市人材育成基本方針  
各種職員研修(職場外研修、職場研修、自主研修)**

## 第22条（行政手続）

### ポイント

- 行政手続に関して共通する事項は、別に条例で定めるとしている。

### ■行政手続条例(平成10年9月施行)

## 第23条（行政評価）

### ポイント

- 行政評価を実施し、政策立案へ活用するとともに、結果の公表を行う。

施策評価、事務事業評価(主要事業レビュー)  
市ホームページでの公表、公共施設等での閲覧

## 第24条（個人情報の保護）

### ポイント

- 個人情報に関する事項は、別に条例で定めるとしている。

### ■個人情報保護条例(平成7年7月施行)

#### 個人情報保護制度の手引

## 第25条（意見、要望等への対応）

### ポイント

- 市民からの意見、要望等については、速やかに必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

#### 各課窓口、広聴担当による対応 「市民の声」取扱マニュアル

## 第26条（危機管理）

### ポイント

- 危機管理体制の整備に努め、市民の危機管理に対する意識の向上を図る。

苫小牧市危機管理指針、苫小牧市地域防災計画、苫小牧市防災会議、防災出前講座、災害時の連携協定など

## 第27条（他の市町村等との連携協力）

### ポイント

- 広域で連携・協力して行うことが効率的な課題について、協力して問題解決を図るために連携する。

東胆振定住自立圏共生ビジョン、北海道新幹線×nittan地域戦略会議、災害時の連携協定など

## 第28条（条例の位置付け）

### ポイント

本条例の趣旨を最大限に尊重することを義務付けている。

## 第29条（条例の見直し）

### ポイント

4年を超えない期間ごとに必要な見直しを行う。

前回の見直し(平成26年)～条文自体の改正なし  
「苫小牧市自治基本条例の見直しにおける提言書」の提出

## 第30条（市民自治推進会議）

### ポイント

市長の附属機関として、この条例の運用状況を市民の立場で見守る。